

配偶者等暴力（DV）対策に関する社会動向

（１）国際社会の動向

DVを含む女性に対する暴力に関する国際的な取組は、国連を中心として女性の人権擁護や男女平等の取組の中で取り上げられてきました。

平成 22 年には、国連で国連女性機関（UN Women）が発足し、「女性・女兒に対する差別の撤廃」、「女性のエンパワーメント」、「ジェンダー平等の達成」を達成の目標として取組を行っています。

また、平成 27 年には国連サミットにおいて「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」が採択され、「持続可能な開発目標（SDGs）」が掲げられました。SDGs は、「17 の目標」と「169 のターゲット（具体目標）」から構成されており、中でも目標 5「ジェンダーの平等を達成し、すべての女性と女兒のエンパワーメントを図る」において、女性に対する差別、暴力、有害な慣行に終止符を打ち、介護や家事などの無償労働を認識・評価し意思決定における参加とリーダーシップの機会を確保し、性と生殖に関する健康及び権利への普遍的アクセスを保証するためのさまざまなターゲットを掲げています。

新型コロナウイルスの発生以降、ロックダウンによる窮屈で閉塞的な住環境の下、安全・健康・金銭面の不安が家庭内の緊張感や重圧を増幅させる中で、女性に対する暴力、特にDVの報告件数が増えている国があります。2020 年 4 月には、国連女性機関（UN Women）が「COVID-19*と女性・女兒に対する暴力」の報告書を公表しました。この報告書では、新型コロナウイルスの蔓延により増加する、女性と女兒に対する暴力に関するデータを紹介するとともに、政府・国際機関・市民社会を含むすべてのセクターにむけて、女性・女兒に対する暴力対策のために追加で財源を割り当て、証拠・データに基づいた措置をとること、暴力にさらされる女性への支援を強化すること、女性を政策変容・解決手段・復興の中心に置き、女性の声が反映されるようにすることなどの措置をとるよう提言しています。

また、アントニオ・グテーレス国連事務総長は各国政府に対し、女性と女兒を新型コロナウイルスへの対応の中心に据えるよう、要請するとともに、ジェンダー平等と女性の権利は、この感染拡大を切り抜け、より早く復興し、すべての人にとってより良い未来を築くために必要不可欠である旨、述べています。

(※) COVID-19

SARS-CoV-2 による感染症を COVID-19（感染症法では新型コロナウイルス感染症）と呼ぶ。（厚生労働省 HP より）

(2) 国の動向

国は、DV防止及び被害者の保護を図ることを目的として、平成13年4月に「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」(以下、「DV防止法」という。)を制定し、DVを防止するとともに、被害者の自立を支援することを含め、その適切な保護を図ることを、国及び地方公共団体の責務としました。

以降、DV防止法の改正により「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等のための施策に関する基本的な方針」*が策定され、市町村においては「基本計画の策定」及び「適切な施設で配偶者暴力相談支援センターの機能を果たすようにする」ことが努力義務とされました。

また、生活の本拠を共にする交際(婚姻関係における共同生活に類する共同生活を営んでいないものを除く。)をする関係にある相手からの暴力及びその被害者についても支援の対象とするなど、その充実を図ってきました。

令和2年の法改正では、児童虐待防止対策及び配偶者からの暴力の被害者の保護対策の強化を図るため、児童虐待と密接な関連があるとされるDVの被害者の適切な保護が行われるよう、相互に連携・協力すべき関係機関として児童相談所が追加され、法文上にも明確化されました。

性犯罪・性暴力は、被害者の尊厳を著しく踏みにじり、心身に長期にわたり重大な悪影響を及ぼすものであり、その根絶に向けた取組と被害者支援は喫緊の課題です。

そのため、国は、令和2年6月に「性犯罪・性暴力対策の強化の方針」を決定し、令和2年度から令和4年度までの3年間を性犯罪・性暴力対策の「集中強化期間」として、刑事法の在り方の検討はもとより、加害者対策、教育・啓発の強化に取り組んでいます。

(※)「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針」

DV防止法に基づいて国が告示した方針です。配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な事項、施策の内容に関する事項、施策の実施に関する重要事項が定められています。